

井上議員（公明党）

令和7年12月12日
教育長答弁実録
(教育委員会)

(問) いじめを調査する第三者機関の設置について

本県においても、他県のように、いじめや体罰等の事案について、生徒や保護者から救済の申し出があった場合に、第三者機関が直接対応できる仕組みを検討する必要があるのではないかと考えるが、教育長の所見を伺う。

(答)

いじめなどにつきまして、児童生徒や保護者からの訴えを直接受け止め、対応につなげる仕組みといたしましては、24時間子供SOSダイヤルなどの相談窓口を設置し、公認心理師や社会福祉士などが相談を受け、事案の内容に応じて、教育委員会や警察などの関係機関に速やかに連絡する体制を取っており、学校内でいじめ事案を抱え込むことなく、適切な対応につながるよう努めているところでございます。

また、いじめにより心身や財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるなど、重大事態に該当する際には、県が設置する「いじめ問題調査委員会」におきまして、被害を訴える児童生徒及び保護者の意向などを最大限尊重し、学校が実施する一次的な調査について検証し、更なる調査が必要な際には、直接調査することとしているほか、その調査に当たっては、適宜、被害児童生徒及び保護者に報告し、意見を聴取しながら進めることしております。

教育委員会といたしましては、児童生徒や保護者の皆様からの直接の訴えをしっかりと受け止め、いじめ被害や悩みを安心して解消していくことができるよう、相談窓口やいじめ問題調査委員会の機能を最大限発揮し、丁寧で寄り添った対応を行ってまいりたいと考えております。